

愛媛県職業能力開発協会手数料要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛媛県職業能力開発協会処務規程第24条の規定に基づき、手数料の管理等に関して必要な事項を定めるものとする。この規定に定めるもののほか、手数料に関する事項は、愛媛県手数料条例（平成12年条例第3号。以下「条例」という。）、平成16年4月1日付け能発第04010001号別添1「技能検定関係事務手引（都道府県及び都道府県職業能力開発協会関係）」及び平成5年4月1日付け中央職業能力開発協会（以下「中央協会」という。）制定「コンピュータサービス技能評価試験事務手引き」の例による。

(適用範囲)

第2条 この要綱の適用を受ける手数料は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 愛媛県職業能力開発協会（以下「愛媛県協会」という。）が実施する技能検定試験の手数料（以下「検定手数料」という。）
- (2) 愛媛県協会が実施するコンピュータサービス技能評価試験に係る手数料（以下「事務手数料」という。）

(手数料の決定)

第3条 検定手数料は、条例第2条別表6の表32に掲げる技能検定試験手数料の当該各項に定める金額とする。

- 2 事務手数料の金額は、中央協会が別に定める。

(手数料の収納)

第4条 手数料は、条例第7第1項に基づき、前条に定める金額を愛媛県協会が収納する。

- 2 手数料の収納手続は、会計担当者が行う。
- 3 手数料の収納の決定は、事務局長が行う。

(手数料の納付時期)

第5条 第2条の試験を受けようとする者又はこれらを受けさせようとする者（以下「受益者」という。）は、第3条に定める手数料の金額を、次の各号に掲げる手数料に応じ、当該各号に定める日までに納付しなければならない。

- (1) 検定手数料 技能検定試験受検申請書を提出する日
- (2) 事務手数料 コンピュータサービス技能評価試験を受ける日の14日前

(検定手数料の減免)

第6条 知事の通知により、会長が必要であると認めるときは、検定手数料を減免することができる。

(手数料の不還付)

第7条 既に納付した手数料は、法令に別段の定めがある場合を除き、いかなる場合も払戻しをしない。

- 2 前項の規定に関わらず、会長が特別の理由があると認める場合は、この限りではない。

(手数料の徴収除外)

第8条 天災その他社会通念上真にやむを得ない事由により延期された試験等の追試験を受ける

場合は、手数料を徴収しない。

2 会長がその他やむを得ない事由があると認める場合は、手数料を徴収しない。

(口座振込による納付)

第9条 受益者は、あらかじめ納入すべき金額を確認し、口座振込の方法により納付しなければならない。

2 振込手数料は、原則として受益者負担とする。

(誤払返納)

第10条 会計担当者は、手数料の誤払が生じたときは、当該受益者に返納すべき額から伊予銀行又は愛媛銀行が定める振込手数料相当額を差し引いた残額を、口座振込の方法により当該受益者に返納するものとする。

2 前項の規定に関わらず、愛媛県協会の都合及び職員の錯誤等に起因して手数料の誤払が生じたことが明らかになったときは、当該受益者に返納すべき額の全額を返納するものとする。

3 会計担当者は、当該受益者に返納すべき額が振込手数料相当額を下回るなどの事由により口座振込の方法により難しいときは、現金による返納を行い、当該受益者から受領書を徴しなければならない。

(収入の決議)

第11条 検定手数料の収入の調定は、技能検定受検手数料日計表(以下「日計表」という。)により行わなければならない。

2 技能検定担当者からの日計表による報告に基づき、会計担当者が収納を確認する。

3 事務手数料は、会計担当者が調定し、うち預り金については、中央協会の定める期日までに口座振込の方法により当該協会に納付するものとする。

第12条 この要綱に定めるもののほか、事務処理に関する事項は、必要に応じて別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月1日から施行する。